

原子力施設等における消防活動対策マニュアルの構成及び見直し事項について(案)

目次イメージ(仮案)	主な見直し内容及び課題(案)	備考
第1節 原子力施設等における災害対応チェックシート 第2節 基本戦術 - 第1 事故時の特性 - 第2 災害別活動重点 - 第3 指揮の原則 - 第4 活動の原則 - 第5 安全管理	・身体防護レベルと活動環境に応じて防護装備の分類を例示した「原子力施設等における消防活動時のスタイル(例)」の内容について、福島原発事故の活動での装備実例等を踏まえ、より分かり易い分類にすることを検討 ・平成24年度に実施した国内外の調査結果や福島原発事故における消防活動実績等を踏まえ、有効な装備・資機材の具体的な事例についてマニュアル上も例示として追記	←検討事項① ※装備・資機材の事例は、「資料編」での扱いも想定
第3節 現場活動要領 - 第1 通報受信時の措置 - 第2 出動時の措置 - 第3 先着隊の活動 - 第4 現場指揮本部の設置 - 第5 放射線検出活動 - 第6 消防警戒区域の設定 - 第7 放射線危険区域及び準危険区域の設定 - 第8 被ばく管理 - 第9 消火活動 - 第10 救助活動 - 第11 傷病者の汚染検査・除染措置 - 第12 救急活動 - 第13 広報活動 - 第14 活動隊員等の汚染検査・除染及び被ばく状況の記録等	【留意事項として補足】 原子力施設、RI施設、輸送等の種類別、大規模地震時の留意事項 「現場指揮本部の設置・運営マニュアル」の内容を差込 ・現場活動上のより具体的な判断の目安として充実させていくため、国際基準や海外の動向等を参考として活用しつつ、放射線危険区域等の設定基準、空間線量率による消防活動制約(活動限界の目安)、除染スペース等の設定要件について検討 ・区域設定の具体的な設定手順について検討 「除染等消防活動要領」の“救急搬送時の汚染拡大防止措置”等の内容を差込 「除染等消防活動要領」の隊員や資機材の除染等の内容を差込 ・汚染検査の要領について、実績等を踏まえた具体的な手順の追加 ・健康管理は基本的に医師等の専門家の判断に基づいて実施するものと考えられるが、活動に付随して必要な措置であり、活動後の臨時健診実例や、関係法令の規定について、参考として追記することを検討	→イメージ例参照 ←検討事項②
第4節 原子力緊急事態関連の留意事項(仮称)	・原子力緊急事態に進展した場合の対応(各消防本部への個別要請への対応から、政府全体としての原子力災害対策本部体制での対応への切替え) ・オフサイトセンターや免震重要棟等の事前把握について ・安定ヨウ素剤の配布・服用に関する手順や体制等についても、原子力規制委員会による原子力災害対策指針等による具体的な内容の明確化と併せて反映	
第5節 消防活動に係る事前対策 - 第1 原子力施設の事前調査等 - 第2 放射線検出体制の整備 - 第3 被ばく防護資機材等の整備 - 第4 消火活動体制の整備 - 第5 救急・救助体制の整備 - 第6 避難活動体制の整備 - 第7 被ばく管理、汚染管理、除染体制の整備 - 第8 隊員等に対する防災教育・訓練 - 第9 原子力事業者との協定等 - 第10 広報体制の整備		

資料編

○ 放射線及び被ばく防護等に関する基礎知識

第1 放射性物質の特性等

第2 施設の種類と特性

第3 放射線の作用と測定器

第4 日常生活と放射線

第5 放射線の人体への影響

第6 放射線防護の考え方

第7 輸送容器の試験条件(例)

・原子力施設、RI施設、輸送の消防活動対策の各節の冒頭にある各施設等の概要と、放射性物質テロ災害時における消防活動留意点について、施設等の種類と特性として位置付け

・REMAT等の関係機関の活動体制について参考となる情報の追加を検討

付属資料

付属資料1 関係機関連絡先

付属資料2 原子力施設一覧

付属資料3 緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター一覧)

付属資料4 主な被ばく医療機関一覧

付属資料5 放射性物質収納物別の消防活動の留意点

付属資料 “原子力防災、放射線障害防止に関する研修講座”

・最新情報の追加

施設等別の特有事項（留意事項）の補足イメージ例（案）

第1 通報受信時の措置

第1節「①通報受信時の措置」（チェックシート）に基づき聴取

1. 聴取のポイント

- (1) 通報時に不明な情報については、追って連絡を依頼
- (2) 要救助者数と被ばく及び汚染の有無
- (3) 消防活動を行う際の被ばく又は汚染のおそれの有無

<特有事項>

原子力施設事故の場合

- (1) 原災法第10条、第15条事象該当かどうか確認
- (2) 原子力発電所等は敷地が広い場合が多く、火災等が核燃料物質に関わるものであるか確認

RI 施設事故の場合

- (1) RI が密封か非密封、状態（液体、気体、固体等）、放射線発生装置かについて情報収集
- (2) 毒劇物、化学薬品等の有害物質についても情報収集

輸送事故の場合

- (1) 事故発生場所の特定
- (2) 原災法第10条、第15条事象該当かどうか確認
- (3) 警戒区域の設定状況、気象状況（天候、風向、風速等）についても聴取

大規模地震を伴う場合

大規模地震災害時には、原子力施設においても、原子炉自動停止後の対応、被災状況確認、応急対策に迫られ、混乱することが予想されるため、消防機関としても、以下の項目に留意して原子力施設の被災状況について把握することが望ましい。

- (1) 119番通報の受信状況から、原子力施設周辺地域において甚大な被害が生じている可能性がある場合は、原子力施設に対して被災状況の把握を行うよう努める。また、事態の進展を踏まえ、随時被害状況について通報するよう通報者に注意喚起を行う。

※ 被害がない場合でも、必要に応じて、その旨の報告を求めることが、広報活動等において有効な場合もあることに留意

- (2) 消防用設備等の構造的被害、自衛消防組織の活動の有無（活動の可否及び資機材への被害の有無を含む）